



永新知识产权
NTD IP Attorneys

『商標法』 第五回改正の背景と要点

沈春湘 中華商標協会 副会長
永新知識産権 シニアパートナー



目次

01 商標法改正の背景

02 実質的改正条項解説

03 技術的・軽微な改正条項



Part I

商標法改正の背景



中国商標法改正の歴史

初回制定及び公布
(全 8 章 43 条)

中国商標法正式誕生

1982

第二回改正
(全 8 章 64 条)

WTO 整合と国際ルールへの適合

2001

CNIPA、法改正プロジェクトチームを設置

3～5年計画

2018

第五回改正
(全 9 章 87 条)

体系的整備＋「悪意的に誤認させる商標」規制等

2026

1993

第一回改正
(全 8 章 43 条)

- ・ 市場経済体制改革の要請に応え
- ・ 商標法制度を整備

2013

第三回改正
(全 8 章 73 条)

- ・ 商標専用権保護強化
- ・ 侵害処罰加重

2019

第四回改正
(全 8 章 73 条)

- ・ 悪意登録を抑え
- ・ 侵害賠償額を引き上げ

2019年、米中貿易交渉の影響により部分改正実施

➤ 悪意出願・溜め込み行為を重点的に抑止、権利侵害行為に対する処罰を強化

第四条

使用を目的としない悪意的商標出願
→ 登録不許可

悪意登録に対する行政処分

悪意的商標登録の出願人及びその代理人

懲罰的賠償額の引き上げ

3倍



5倍

法定賠償上限額の引き上げ

300万元

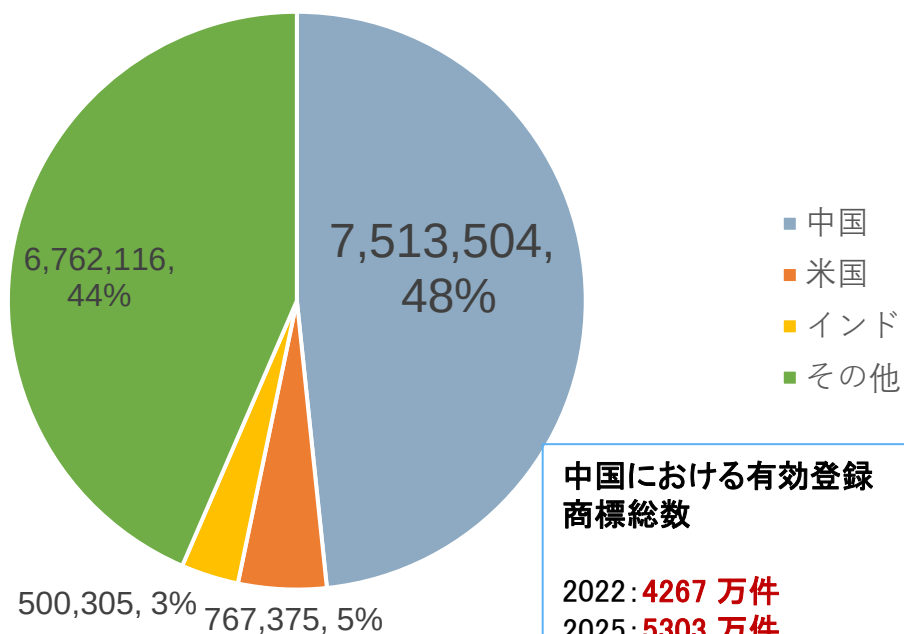


500万元

2020 年以降、CNIPA は正式な第 5 次全面改正を推進

➤ CTA 課題研究：出願量・不使用比率過高 → 企業正常出願を阻害

2022 年世界商標出願件数（一商標一区分）



不使用比率が高い主な要因（影響度順）

1. ゾンビ商標

2. 溜め込み

3. 悪意出願

4. 防護登録

不使用比率が高い主な原因

➤ ゾンビ商標 – 企業消滅後も商標が有効存続

中国企業の総数は膨大だが、中小企業の生存期間は短い

2020 年中国企業総数

4000 万+

2020 年個人事業主

9000 万+

中国企業の 5 年以内消滅率

>> 50%

中国商標の更新率

< 50 %

不使用比率が高い主な要因

➤ 溜め込み

国内出願人 (2017.1-11)

NO.	出願人	2017年1-11月 出願件数	2016年 出願件数	2015年 出願件数	2014年 出願件数
1	侯豊羽(個人)	5746	430	1584	948
2	北京方圓和睿文化產業 投資中心	4513	0	0	0
3	TENCENT TECHNOLOGY(シンセン)	4222	4133	3985	1715
4	広州藏知品牌管理有限 公司	4026	0	0	0
5	黎志偉(個人)	3605	1139	119	332
6	財港科技有限公司	3392	0	0	0
7	広州培冠信息科技有限 公司	3305	0	0	0
8	台州市黄岩保羅服裝廠	3007	0	0	0
9	深圳市心亞科技有限公 司	2884	0	0	0
10	広州共馳信息科技有限 公司	2882	5547	0	0

トップ取引プラットフォーム: 販売中商標在庫数は数百万件

商标库
百万商标任您选

外包需求 补贴申报 八戒来客云 企业福利 APP 我的猪八戒 客户服务 我要赚钱 登录 注册

现成商标 特价商标 精选商标 商标购买 商标转让 免费找标

买商标上八戒数字市场，海量商标早买早用

专业商标交易平台

商标关键词、商标名、产品名称 挑选商标 专业顾问 免费推荐

热门搜索: 佰味说 化妆品 板正堂 日化用品 餐饮住宿商标

商标分类	不限	1-化学原料	2-涂料油漆	3-日化用品	4-燃料油脂	5-医药	6-金属材料	7-机械设备	8-手工器械	收起
行业分类	不限	9-科学仪器	10-医疗器械	11-灯具空调	12-运输工具	13-军火烟火	14-珠宝钟表	15-乐器	16-办公用品	17-橡胶制品
		18-皮革皮具	19-建筑材料	20-家具	21-厨房洁具	22-绳网袋篷	23-纱线丝	24-布料床单	25-服装鞋帽	26-纽扣拉链
		27-地毯席垫	28-健身器材	29-食品	30-方便食品	31-饲料种籽	32-啤酒饮料	33-酒	34-烟草烟具	35-广告销售
		36-金融物管	37-建筑修理	38-通讯服务	39-运输贮藏	40-材料加工	41-教育娱乐	42-网站服务	43-餐饮住宿	44-医疗园艺
		45-社会服务								
商标价格	不限	2万以下	2-5万	5-8万	8-15万	15万以上	面议	一口价	自定义	¥ 至 ¥ 确定
其他类型	组合类型不限	字符长度不限	商标类型不限							

不使用比率が高い主な要因

➤ 悪意抜け駆け出願

依然として深刻、有名企業に長期的な課題

➤ 防護登録

大手企業の常態：登録商標の **1/3 以上** が防衛商標

2023 年 CNIPA 改正草案の基本方針 -問題志向、断固とした改革

➤ 主な問題と解決策

1. 悪意登録への対策不足

民事賠償

強制移転

行政罰の強化

2. 使用要件の不備

出願時に使用または使用承諾

5 年間の使用状況説明

3. 複雑な手続きの濫用

重複登録の禁止

異議手続きの簡素化

原則として事情変更を認めない

4. 保護強化の必要性

未登録馳名商標の不類似商品での保護

商標構成要素の拡大

5. 代理業界の混乱

商標代理市場参入規制の復活

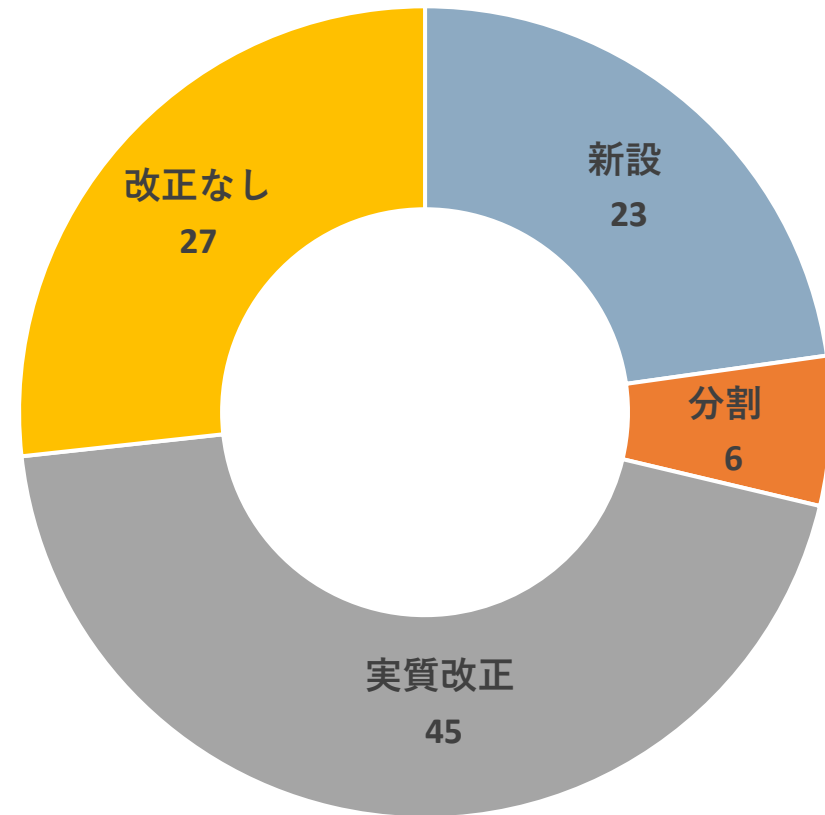
2023 年 CNIPA 版改正案 条文数变化



2019 商標法



2023 改正案



2023 - 2026 重大な変化

➤ 改正規模が大幅削減



2023 改正案



2026 新法

2026 新法:改正規模が大幅削減

➤ 主な問題への対応変化 (26 新法 vs 23 改正案)

1. 悪意登録への対策不足

民事賠償

強制移転

行政罰の強化

2. 使用要件の不備

出願時に使用または使用承諾

5年間の使用状況説明

3. 複雑な手続きの濫用

重複登録の禁止

異議手続きの簡素化

原則として事情変更を認めない

4. 保護強化の必要性

未登録馳名商標の不類似商品での保護

商標構成要素の拡大

5. 代理業界の混乱

商標代理市場参入規制の復活

大幅調整の要因

➤ 公衆反響の反発

- 数千件の意見
- 一部条項で異論（重複出願禁止、5 年間使用申告）

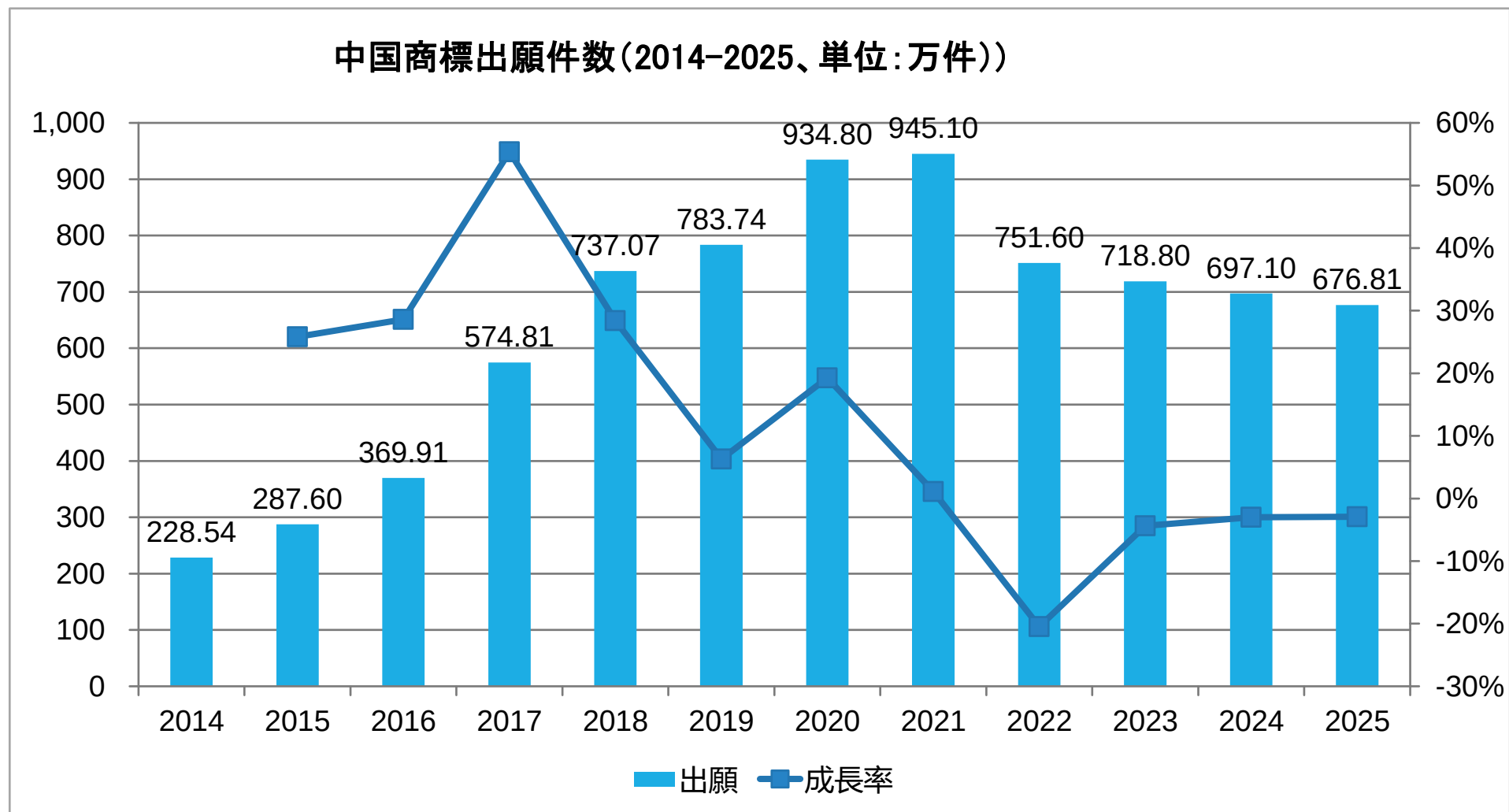
➤ 司法部・人大の基本方針

- 法の安定性の維持、改正最小限
- 執行優先、立法抑制

➤ CNIPA の執行強化

- A4 通知で溜め込み/防護商標を抑制
- 悪意登録商標への対策強化（類似・知名度判断厳格化、行政罰強化、悪意商標件数減少）
- 相対・絶対理由の審査厳格化、出願・登録件数伸び鈍化

近年の中国商標出願動向



中外企業への主な影響とアドバイス

➤ 実務上の変更は限定的

- 大胆な改革から穏健な改正へ

➤ 新規商標登録の困難さは継続

- 大量の出願
- ゾンビ商標
- 絶対的・相対的理由による審査がさらに厳格化
- 今後も新規登録は依然として困難な状況が続く見込み

➤ 事前計画、使用の優先、コンプライアンス確保

- 事前計画
- 日常的な使用証拠の収集
- 使用コンプライアンスの審査を徹底

Part II

実質的改正条項解説



主要改正点の一覧(全 8 項目)

No.	要点	条文	類型
1	「悪意的に誤認させる商標」への打撃強化	56/70/84	商標権利付与
2	悪意登録への打撃強化	54/67/19	
3	馳名商標保護の強化	21/69	
4	動的標識の登録可能化	14/18/73.2	
5	職権による不使用取消制度の新設	57	
6	損害賠償算定方式の合理化	77/78	権利侵害保護
7	「中止可能」	41	手続き
8	異議申立期間を 2 ヶ月に短縮	36	

1.「悪意的に誤認させる商標」への打撃強化:56/70/84

「悪意的に誤認させる商標」--市場競争の激化に伴い、一部企業は消費者の混同を引き起こし得る商標を**故意的**に登録した上で、**特定の商品**または**追加的な文字表現**と**組み合わせ**、誤認惹起効果を高めている。

➤ 商標 + 商品



手擀



➤ 商標 + 追加的な文字表現

多半



壹号土



1.「悪意的に誤認させる商標」への打撃強化:56/70/84



您的位置: 首页 > 政策文件和媒体报道

国家知识产权局将重点整治“心机商标”

发布时间: 2026-04-23 16:05 信息来源: 经济参考网



近期,不少消费者反映,市场上出现了一些“心机商标”,将商标标识伪装成产品特征,通过虚假宣传等方式让消费者陷入陷阱。对此,国家知识产权局副局长芮文彪在23日举行的国新办新闻发布会上表示,《商标法(修订草案)》特别针对“误导性使用注册商标”增加了法律条款。这意味着,未来再有打着商标的幌子欺骗消费者的,将面临更加严厉的处罚。同时,在《2026年知识产权行政保护工作方案》中,也专门将商标与商品名、宣传语搭配使用的误导行为列为重点整治对象。

“对‘心机商标’,我们的态度非常明确,那就是:商标是用来识别商品和服务来源的,不能当作广告进行虚假宣传,误导消费者。”芮文彪说。

记者了解到,针对这一问题,国家知识产权局正在采取有力措施进行专项整治。芮文彪表示,《商标法》明确规定,带有欺骗性、容易使公众对商品质量产地等产生误认的标志,不得作为商标使用。对此,国家知识产权局进一步完善了商标审查标准,制定了《带有欺骗性的商标审查审理指导意见》,严格审查在品质、功能、产地等方面弄虚作假的申请,对易造成消费者误导的商标申请坚决予以驳回,自2023年以来,已累计驳回此类商标申请达127.3万件。

同时,对已经依规注册,但使用中存在严重误导行为的商标,国家知识产权局完善了主动排查和线索报告机制,依法主动从严从快予以处置。去年以来制定了专项工作方案,以“零容忍”的态度坚决处置以虚假描述方式欺骗误导公众违规使用的注册商标。**截至目前,已累计对3351件此类商标依职权宣告无效。**

此外,目前《商标法(修订草案)》已通过全国人大常委会会议的第一次审议。在这次修订中,特别针对

“心机商标”治理

国家知识产权局商标局对个别经营主体违规利用注册商标欺骗误导公众、损害消费者合法权益、破坏公平竞争市场秩序的问题高度重视,将依法依规对“心机商标”持续加大处置力度,开展专项治理。

为加强对商标注册行为的引导,将持续发布被依职权宣告无效的带有欺骗性的注册商标情况和依法治理“心机商标”的典型案例。

为共同维护良好商标注册秩序,将长期面向社会征集利用注册商标欺骗误导公众的问题线索。

如您有“心机商标”相关线索,请点击我要举报



我要举报



已依职权宣告无效
带有欺骗性的商标



典型案例分析



政策文件和
媒体报道

已依职权宣告无效带有欺骗性的商标

(决定已生效,持续更新)



69
新增数量



1596
累计数量

商标注册号	商标名称
30765120	土猪布洛
73027226	慈手做
29384291	明申土猪肉
50760924	土猪布洛
38053669	荷香米 大米特酿酒
5829171	高露活动白

1.「悪意的に誤認させる商標」への打撃強化:56/70/84



全国人民代表大会

The National People's Congress of the People's Republic of China

首页 | 宪法 | 人大机构 | 赵乐际委员长 | 代表大会会议 | 常委会会议 | 委员长会议 | 权威发布 | 立法 | 监督 | 代表
对外交往 | 选举任免 | 法律研究 | 理论 | 机关工作 | 地方人大 | 图片 | 视频 | 直播 | 专题 | 资料库 | 国旗 | 国歌 | 国徽

当前位置: 首页

商标法修订: 拟加大对“心机商标”使用的处罚力度

《中国人大》全媒体记者 丁显阳

来源: 中国人大网 浏览字号: 大 中 小

2026年06月22日 16:18

商标是用以识别和区分商品或者服务来源的标志,也是企业的品牌标识。2025年12月,常委会第十九次会议对商标法修订草案进行了初次审议。6月22日,全国人大常委会法制工作委员会举行发言人记者会,法工委发言人黄海华介绍商标法修订相关情况并回答记者提问。

“有的企业在商标注册、使用上煞费苦心,将商标作为误导消费者的‘套路工具’,‘心机商标’一词充分表明了消费者的负面评价。这一行为,严重扰乱商标管理秩序,损害消费者合法权益。”黄海华介绍,为加大打击力度,这次商标法修改拟作以下规定:一是要求严把审查注册关。商标注册申请人明知标志带有欺骗性,容易使公众对商品的质量等特点或者产地产生误认的,仍作为商标申请注册,造成不良影响的,由负责商标执法的部门给予警告,可以并处十万元以下的罚款。对不符合商标注册条件准予商标注册,造成不良影响的公职人员,依法给予处分。二是畅通投诉举报渠道。对于

1.「悪意的に誤認させる商標」への打撃強化:56/70/84

措置	条文	要点
厳罰処置	56	- 商標法執行を担当する部門は期限を定めて是正を命じる - 違法経営額が五万元以上の場合は、違法経営額の五倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が五万元未満の場合は、二十五万元以下の罰金を科すことができる。 - 期限を過ぎても是正しない場合は、国务院の商標管理部門が当該登録商標を取り消す。
通報	70	いかなる単位又は個人も、商標管理業務担当部門及び商標法執行担当部門に苦情申立て・通報を行う権利を有する
執行促進	84	商標登録、管理及び法執行等の業務に従事する公職者が、…職権を濫用し、職務を怠慢し、私情にとらわれて不正を行い、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法により処分を与える。 (一)商標登録要件に適合しないにもかかわらず商標登録を認可し、悪影響を及ぼしたとき (二)法により是正命令、行政処罰等の決定をすべきであるにもかかわらず、これを行わなかったとき (三)違法行為を発見し、又は苦情申立て・通報を受けたにもかかわらず、法により商標管理又は法執行の職責を履行しなかったとき

➤ 実務的影響

- 行政処罰の強度は商標権侵害と同様(5倍)で、模倣登録商標(20%)より高い
- 識別性・誤認惹起審査が厳格化され、拒絶率が上昇
- 商標使用コンプライアンスリスク上昇(競合他社の通報+第84条による責任追及)



No. 6583432:
“高露洁 冰爽劲白
GOLGATE”

- 商標使用におけるコンプライアンス審査に特段の注意を要することを推奨
- 特に新法施行初年度は、執行強化の対象となる

2. 悪意登録への打撃が一層強化:54/67/19

- 2019 年法 第 68 条第 4 項- 悪意による商標出願に対し、警告・罰金等の行政処分を科することができる



代理事務所に対する罰則（現行法）

主な処罰方式：警告と罰金

金額は1万元から10万元までで、出願人に対する罰金の金額を上回っている。



出願人に対する罰則（現行法）

主な処罰方式：警告と罰金

金額は800元から1万元まで

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

➤ 2021: CNIPAが悪意的商標抜け駆け登録一斉取り締まり特別実施

1,062条

2021 年: 重大な悪影響・
悪意商標登録に関する事
件の手がかりを地方に移
送

48.2万件

2021 年通年: 商標審査手
続きにおいて悪意登録商
標を累次取り締まり

6.04万件

悪意的な商標溜め込み
を職権で拒絶(A4)

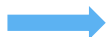
1628件

公共の利益を害する
悪意抜け駆け登録商
標を集中拒絶(悪影
響)

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

➤ 2019 年法改正後：悪意登録は依然として横行し、重大な世論を頻発

疫病関連



火神山 (Huoshenshan)
(2020)



雷神山 (Leishenshan)
(2020)



钟南山 (Zhong Nanshan)
(2020)

オリンピック関連



全红婵 (Quan Hongchan)
(2021 Tokyo Summer Olympics)



谷爱凌 (Gu Ailing)
(2022 Beijing Winter Olympics)



冰墩墩 (Bingdundun)
(2022 Beijing Winter Olympics)

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

悪意登録への対策不足

民事賠償

強制移転

行政罰の強化

対象	条文	要点
出願人	54	商標登録出願人が以下の悪意による商標登録出願行為のいずれかを行い、悪影響を及ぼしたときは、商標法執行担当部門が警告を与え、10万元以下の罰金を併科することができる: (1) 標章が本法の第15条(商標として登録及び使用してはならない)第16条第1項(県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られている外国地名)に違反; (2) 本法第19条の規定(かつ通常の生産経営上の必要を明らかに超えてなされる商標登録出願)に違反; (3) 故意に本法第21条(馳名商標)、第22条(代理人又は代表者より抜け駆け登録)、第24条(他人の既存の先行する合法的権益)に違反;
代理機構	67	商標代理機構……委託者が登録出願する商標が、この法律の第十五条、第十六条第一項、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条に規定する事由に該当することを知り、又は知るべきであるにもかかわらず、なおその委託を受けること。 —商標法執行担当部門が期間を定めて是正を命じ、1万元以上10万元以下の罰金を科す —情状が重大であるときは、10万元以上20万元以下の罰金を科す —直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を併科する —情状が重大であるときは、5万元以上10万元以下の罰金を併科する

➤ 実務上の影響

- 商標法において列举形式で「悪意登録」を定義した世界初の国家。
- 市監局の処罰権限を一層拡大:
 直接出願者: RMB 1万 → 10万
 代理機関: RMB 10万 → 20万
 代理機構責任人: RMB 5万 → 10万
- 「悪影響を及ぼす」の定義: 世論影響・通報・損害発生?

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

➤ 実務アドバイス

- 明らかに悪意が認められるケースでは、行政通報と差止命令の活用
- 一定の成功見込みがあり、大規模な商標抜け駆け登録に対しては、以下の措置を試す価値がある

権利者	措置	効果
米国有名ブランド	悪意抜け駆け登録を指摘する書面送付	以降 A4 条に基づき拒絶
米国有名ブランド	地方 AMR に直接通報	罰金 1 万元、再出願なし
欧州有名ブランド	地方 AMR に直接通報	AMR が代理機関経由で指導、自主取下げ
米国有名ブランド	取下げ要請書面 + AMR 通報予告	相手方が自主取下げ

序号	商標图片	商標名称	商標号	国际分类	申请人(中)	申请日期	商标状态
1		WRIGLEY	51573389	11	郭玉山	2020-11-25	有效 正常公告
2		箭牌	51815552	37	郭玉山	2020-12-02	在案 驳回复审
3		箭牌	51824540	39	郭玉山	2020-12-02	有效 正常公告
4		WRIGLEY	52387298	11	郭玉山	2020-12-22	在案 正常
5		古箭牌	54222583	11	郭玉山	2021-03-11	在案 其他
6		箭牌 箭牌	56242125	11	郭玉山	2021-05-20	在案 驳回通知
7		箭牌 箭牌	56208257	11	郭玉山	2021-05-20	在案 驳回通知
8		卫了治箭牌 WRIGLEY	56237507	11	郭玉山	2021-05-20	在案 正常
9		箭牌 箭牌	56757035	11	郭玉山	2021-06-08	初审公告日: 2021-12-27, 异议截止日: 2022-3-27
10		黄箭	56746202	11	郭玉山	2021-06-08	在案 驳回通知
11		白箭	56776449	11	郭玉山	2021-06-08	驳回复审中
12		箭牌 箭牌	56825866	35	郭玉山	2021-06-10	在案 驳回复审
13		WRIGLEY	56829749	20	郭玉山	2021-06-10	有效 正常公告

登録件数が膨大
悪意が顕著

■ 出願及び審判請求は取下げ可能(新法第 40 条)
商標登録出願と商標再審請求は、……出願人は前項に規定する事項につき、取下げを請求することができる

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

現行法第4条:

使用を目的としない**悪意のある**商標登録出願は拒絶しなければならない

現行法第44条第1項:

欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た

商標審査審理ガイドライン(2021)

「使用を目的としない悪意」の有無は…… 商慣習に明らかに反するか、**正当な経営上の必要・実際の経営能力を明らかに超えるか**、不当な利益を得たり商標登録秩序を乱したりする意図が明らかに認められるか等を総合的に判断

- Art.19: **使用を目的とせず**、かつ通常の**生産経営上の必要を明らかに超えて**なされる商標登録出願は、登録を認めない

欺瞞又はその他の不正な手段により商標登録を出願してはならない

➤ 実務上の影響

- ・ 現行法第4条と第44条第1項を統合し、すべての登録・権利確定手続に適用
- ・ 「通常の生産経営上の必要を明らかに超える」に関する条例の解釈に注視
- ・ 適正な防衛的・予備的出願は一定の余地あり、ただし条件付き

2. 悪意登録への打撃が一層強化: 54/67/19

➤ 「合理的」とは？

防衛登録: メイン商標のコア分野における知名度の高さ + 防衛範囲の適正性

予備登録: 企業の事業発展計画及びタイムラインと一致

不使用取消対策のための再出願: 新法で禁止されていない！上記の「合理的」な防衛的・予備的性質を満たせば可能

3. 馳名商標への保護強化: 21/69



CPTPP Art.18.22(2)

- 『パリ条約』第 6 条の 2 は、細部に必要な変更を加えた上で、一の馳名商標が付された商品又は役務と同一でも類似でもない商品又は役務に対しても、**登録の有無を問わず**適用される。ただし、当該商品又は役務に当該商標を使用することが、当該商品又は役務と当該商標の所有者との間に関連性があることを示唆し、かつ、当該所有者の利益が当該使用により損なわれるおそれがある場合に限る

- Art. 21: 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、登録を認めず、かつ使用を禁止する。非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、他人の**馳名商標既に中国で登録済みの馳名商標**を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標の**保有者**の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

➤ 実務上の影響

- CPTPP 第 18.22 条第 2 項の馳名商標保護基準に適合
- 実務上のハードルは高い(現状、登録商標の馳名商標保護ですら困難)

3. 馳名商標への保護強化: 21/69

- Art.69: 域外における商標登録の審査・審理又は商標事件の処理過程において、商標が中国国内において関連公衆に熟知されていることを証明する必要があるときは、当事者の請求に応じて、国務院商標管理部門は、この法律の第六十三条の規定に従い、商標の馳名性の状況について確認を行うことができる。

➤ 実務上の影響

- メディアでは中国企業の海外進出支援と解釈されているが、法条上は出願人の国籍を制限しておらず、外国ブランドも法令に基づき出願可能
- 新法施行初年度に適切な事案があれば積極的に活用を試行できる。

中国初の馳名商標: 同仁堂



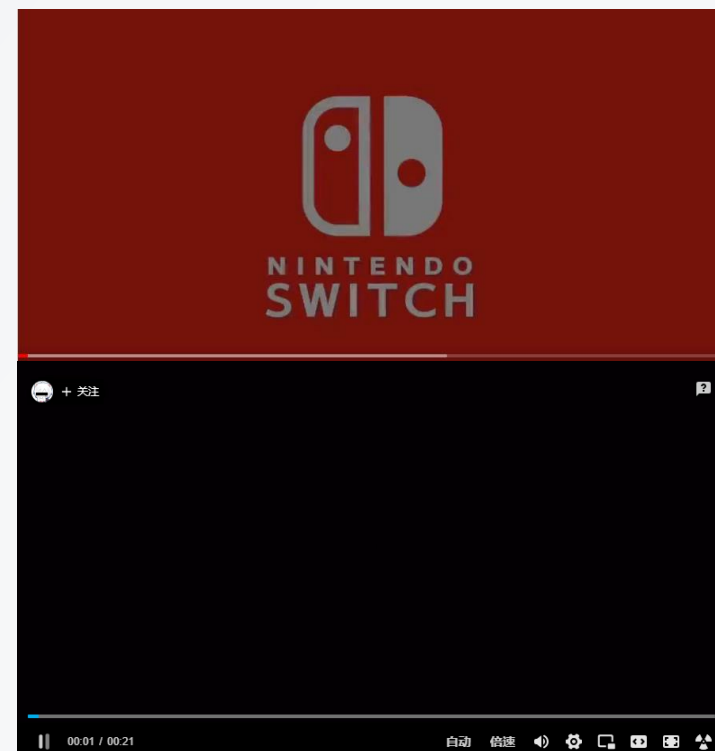
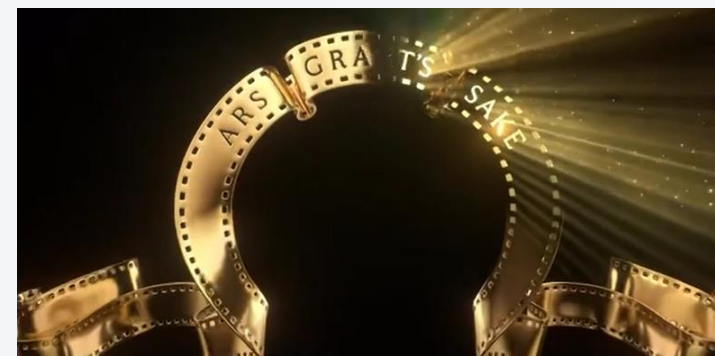
- 1983 年、「同仁堂」商標が日本で先取り登録された。同仁堂はパリ条約に基づき取下げを請求したが、JPO より同商標が中国国内で広く知られる馳名商標である旨の公的証明書の提出を求められた。
- 1982 年施行の中国初版商標法には、馳名商標に関する規定が存在しなかった。
- 1989 年 11 月、中国商標局は大規模調査を経て正式に文書を発行し、同仁堂を中国初の公的認定馳名商標と確定。その後 JPO は日本側の先取り登録商標を取り消した。
- 1996 年、国家工商行政管理総局が『馳名商標認定及び管理暫定規定』を公布。
- 2001 年、商標法改正により馳名商標制度が初めて法律に明記された。
- 2026 年施行新法第 69 条では、同仁堂事件における商標局の運用手法を正式に法律規定として定め、中国ブランドの海外進出を支援する。

4. 動的標章を登録可能な商標の対象に明確に追加: 14/18/73.2

- Art.14: 自然人、法人又は非法人組織の商品を他人の商品と区別することができる…**動的標章**、及びこれらの要素の組合せを含むものは、すべて商標として登録出願することができる。
- Art.18: …**動的標章等をもって**商標登録を出願する場合において、…単に商品自体の性質により生じるもので、技術的效果を得るために必要であり又は商品に実質的価値を備えさせる…動的効果等は、商標として登録してはならない。
- Art. 73.2: …**動的標章等の登録商標中に含まれる、商品自体の性質により生じ、技術的效果を得るために必要であり、又は商品に実質的価値を備えさせる形状、色彩の組合せ、音声、動的効果等**については、登録商標専用権者は、**他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。**

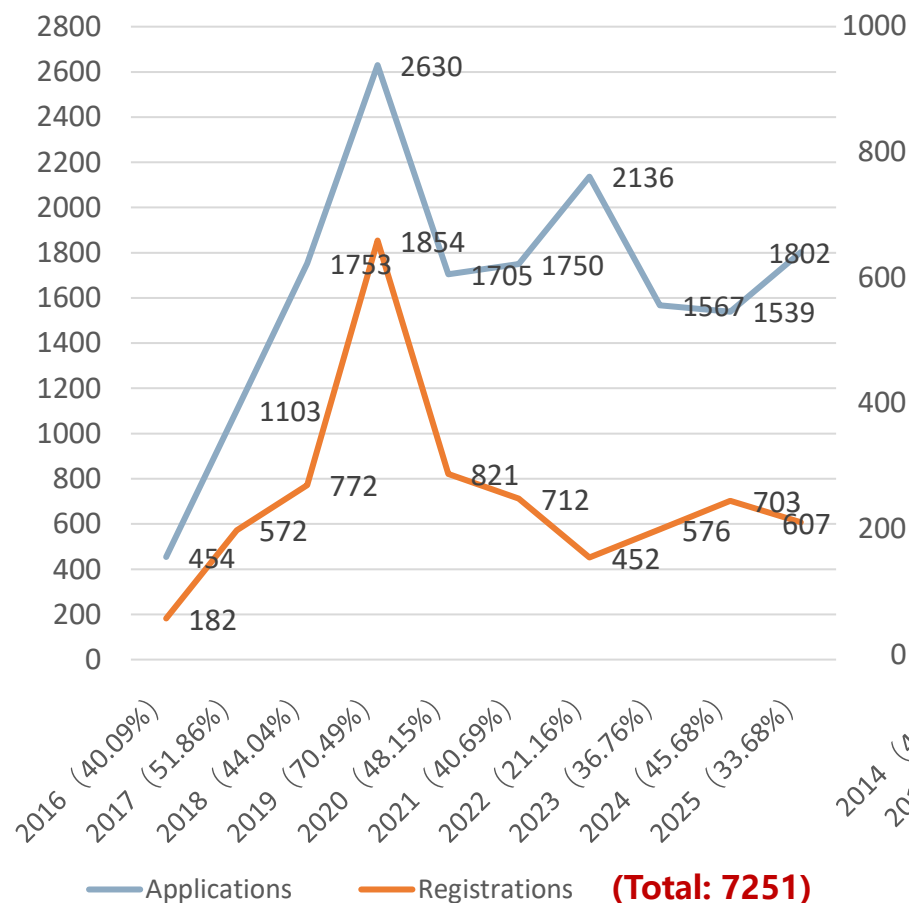
➤ 実務上の影響

- ・ 例示：映画会社、ゲーム会社、ソフト起動時の映像など
- ・ 動き商標に音声は含まれない
- ・ 2027 年 1 月 1 日までに条例・実施細則が公布されない場合、当局の公式解説に注視する必要がある

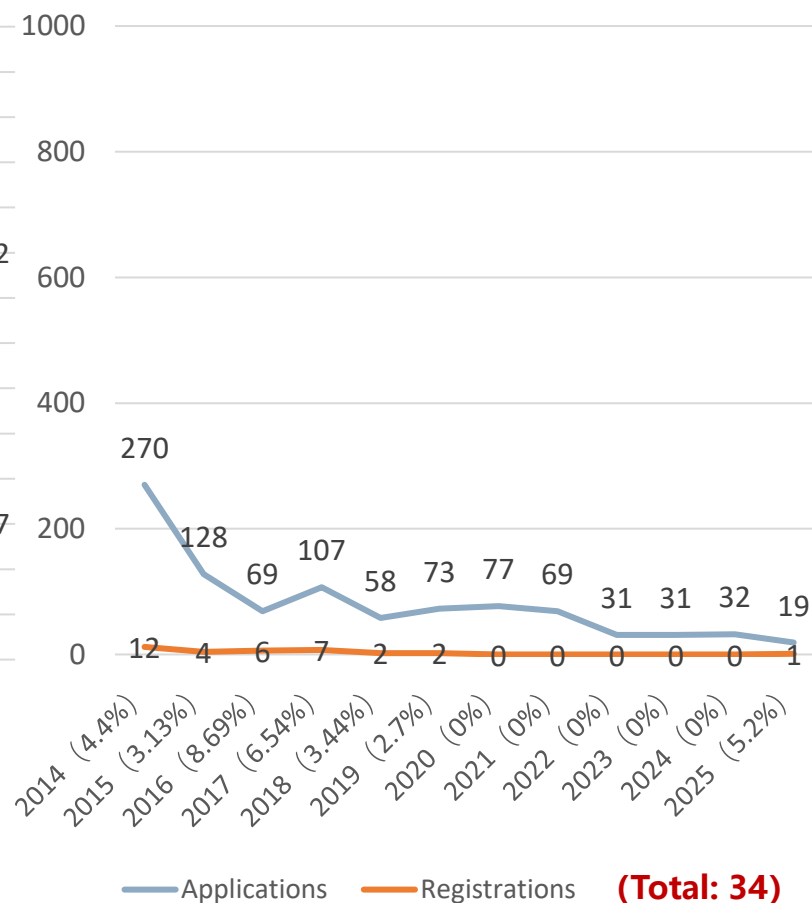


非伝統的商標登録データ

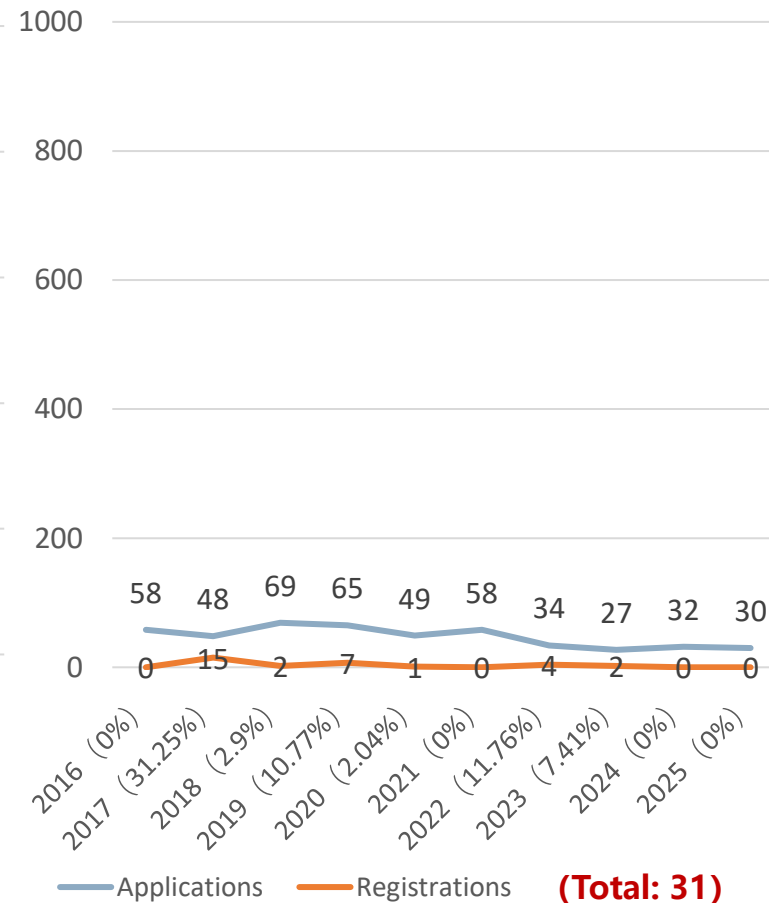
立体商標



音声商標



色彩の組み合わせ商標



備考：音声商標データは商標局公式サイトによる。立体・色彩組合商標データは第三者サイト出典で一部欠落の恐れがあり、参考扱いとする。

5.職権による不使用取消制度の新設:57

➤ Art.57:商標登録者が登録商標を使用する過程において、

1. 登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき

– 5万元以下の罰金を科される

– **情状が重大な場合、国务院商標管理部門はその登録商標を取消す。**

2. 商品の通用名 – 不使用取消請求+**職権による不使用取消**

3. **三年不使用 – 不使用取消請求+職権による不使用取消**

➤ 実務上の影響

- コロナと景気低迷による企業存続期間の短縮で、休眠商標問題が深刻化
- CNIPAは本制度をもって 5 年使用届出手続きに代替する意向。登録商標総数 5000 万件超で商標局の自主調査は困難、施行規則の動向に注目

6. 損害賠償算定方式の合理化: 77/78

- Art. 77(1) – 損害賠償算定方式 (権利者損失・侵害者利益) を **順次適用から選択適用へ変更**
- Art. 77(4) – 合理的な弁護費用等を損害額と **別途算定可能に**

➤ 実務上の影響

- 実務上ほぼ「侵害者利益」を基準に算定
- 法定賠償においても合理的な支出の別途加算を認める

類型	計算方法		
	数額	現行法	新法
計算可能	侵害者利益	+ 合理的な支出	+ 合理的な支出
裁量	証拠上 500 万超、 正確算定不可	? 合理的な支出	+ 合理的な支出
法定	500 万元	× 合理的な支出	+ 合理的な支出

- Sumitomo – 2500 万元の裁量賠償に「**合理的費用**」が含まれたが、**新法では別途加算**が認められる

6. 損害賠償算定方式の合理化: 77/78

- Art. 78 – 「提訴前」を「**訴えられる侵害行為発生前**」に、原告使用実績を要件とし、賠償目的のみの商標使用を抑止、使用義務を強化

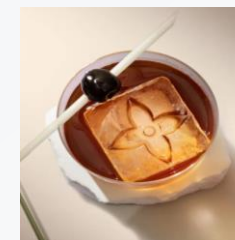
現行法	改正案	新法
「これまで3年」	「受理前 3年」	「侵害行為発生前3年」

➤ 実務上の影響

- 賠償目的の使用防止
- 権利者使用義務強化、日常証拠保存要



- LVが43 類にて使用開始: 2022.11. (The Hall)
- LVが43 類にて登録: 2022.12.
- 茉莉奶白が使用開始: 2023-2024
- LV が提訴: 2025.5.



7. 改正案「一般的に中止＋事情変更不適用」は採用されず:41

- Article 41: 国務院商標管理部門は、**商標異議審査、出願拒絶再審、不登録再審及び無効宣告事件**の審理の過程において、関連する先行権益の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別事件の結果を根拠としなければならないときは、審査・審理を**中止することができる**。中止の原因が解消された後は、遅滞なく審査・審理手続を再開しなければならない。

➤ 実務上の影響

- CNIPA 実務・施行規則の注視要
- 自動再開なし、3 年超中止期間は長過ぎる恐れ
- 今後司法解釈で「事情変更」適用停止の可能性

中止しない事例:

- 相対的理由＋絶対的理由による二重拒絶。絶対的理由が克服不能なため、審理中止不許可。

「引用商標 1・2 の権利状態が未確定でも、本案の結論に実質的な影響がないため、申請人の審理猶予請求を不支持とする。」

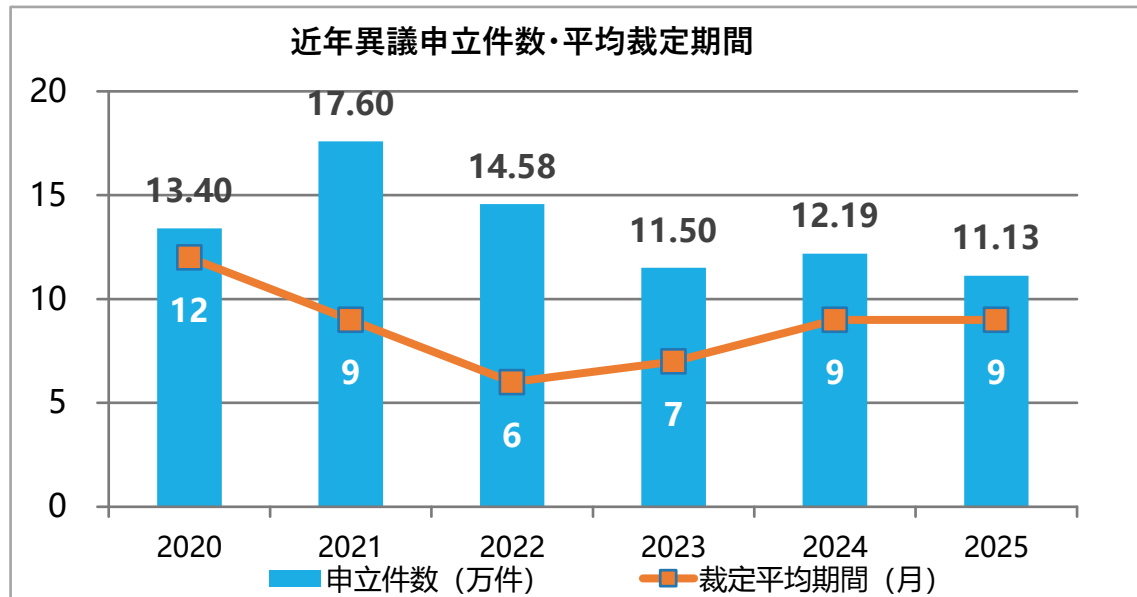
- 複数の先行商標を引用した拒絶、一部引用商標のみ取消手続中。審理結果に影響しないため、審理中止不許可。

「引用商標 3・4 が取消手続中で権利状態が未確定でも、本案の結論に影響しないため、申請人の中止請求を不支持とする。」

8.異議申立期間を 2 ヶ月に短縮:36

➤ 実務上の影響

- ・ 初審期間 4 ヶ月、短縮により権利確定迅速化
- ・ 海外主体・案件多い国内事業者に負担増



業務フロー	現行	目標
異議監視報告	1 ヶ月内	0.5 ヶ月内
顧客指示	1-1.5 ヶ月	0.5-1 ヶ月
作成・提出	0.5 ヶ月	0.5 ヶ月
証拠追加	提出後 3 ヶ月内	提出後 3 ヶ月内

Part III

技術的・輕微な改正条項



立法条文表現及び構成の最適化

1. 保護 vs. 管理 (Art. 1)	Art.1: 登録商標専用権を 保護し 、商標 管理を強化し 、商標の登録及び使用を規範化し、生産経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。
2. 「商標」の定義 (Art. 2)	Art.2:この法律にいう商標とは、商品又は役務の出所を 識別し区別する ために用いられる標章をいい、商品商標及び役務商標を含む。この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。 この法律にいう商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を 識別し区別する ための行為をいう。
3.行政体系の統合と規範化(Art. 4)	- 中央機構:「商標局」「商標審査委員会」→「国务院商標管理部門(CNIPA)」 - 地方機構:商標執法機関＋商標管理機関

立法条文表現及び構成の最適化

第二章：商標登録要件		
2019	条文内容	2026
8	登録可能標識の範囲	14
10.1	合法性要件	15
10.2	地名及び特別標識	16
9.1/11	識別性要件	17
12	非機能性要件	18
4/44.1	商標の溜め込み・欺瞞・便乗の禁止	19
30	先行登録又は出願商標	20
13.2/13.3	先行馳名商標	21
15	先行特定関係者の商標	22
16	先行地理的表示	23
32	先行権益及び先使用商標	24
19.4	代理機関による登録制限	25

軽微な条項改正（影響限定）

1.商標の使用にはインターネット上での使用を含む(Art. 2)

インターネット等の**情報ネットワーク**を通じて実施される使用行為を含む。

(実施済み)

2.データ電文を書面とみなす(Art. 26)

電子データ交換等の方式により、記載内容を有形的に表示することができ、かつ随時取り出して閲覧・利用することができる**データ電文**は、書面形式とみなす

(実施済み)

3.地名を独立させ「登録禁止＋使用禁止条項」とする(Art. 16(1))

県級以上の行政区画の名称又は**公衆に知られている外国地名は、商標として登録及び使用してはならない**。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

軽微な条項改正（影響限定）

4. 自発的抹消及び一部抹消(Art. 48)

商標登録者がその**登録商標の取消を申請**し、又はその商標について**一部の 指定商品における登録の取消**を申請し、国務院商標管理部門により取消が認可されたときは、公告される。

5. 自発的抹消に係る 1 年間の隔離期間(Art. 49)

隔離期間の適用は、現行法の 3 種類（使用不使用取消・無効・更新未了）から**自発的取消のみに変更**。

6. 許諾契約における品質保証(Art. 55)

被許諾者が**品質保証義務を履行しない場合**、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有する。

7. 行政・刑事手続の相互移送(Art. 75)

執法機関と司法機関による**双方向の移送を行う**。司法機関から商標主管部門に対し協力を要請された場合は、これに**応じなければならない**。

中外企業への主な影響とアドバイス

➤ 実務上の変更は限定的

- 大胆な改革から穏健な改正へ

➤ 新規商標登録の困難さは継続

- 大量の出願
- ゾンビ商標
- 絶対的・相対的理由による審査がさらに厳格化
- 今後も新規登録は依然として困難な状況が続く見込み

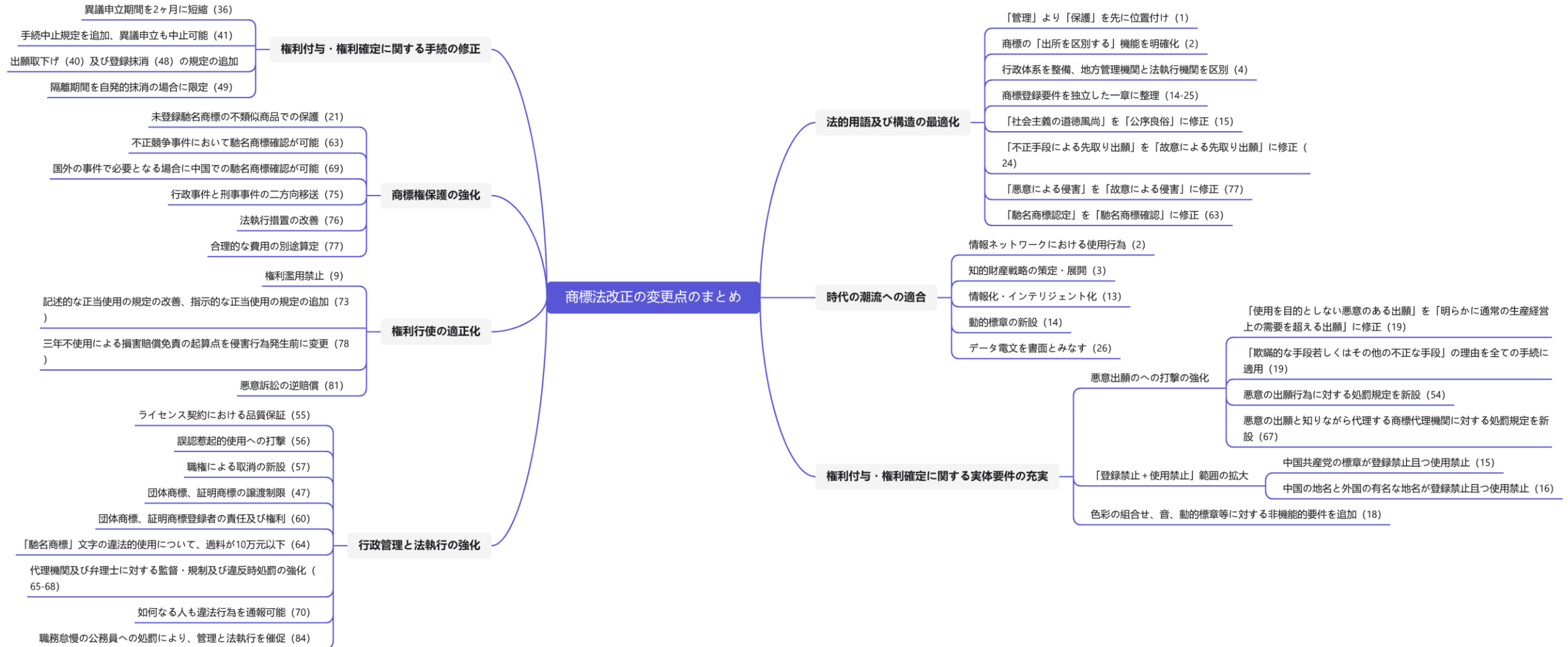
➤ 事前計画、使用の優先、コンプライアンス 確保

- 事前計画
- 日常的な使用証拠の収集
- 使用コンプライアンスの審査を徹底

現行法と新法の条項番号対照表

絶対的・相対的理由	規制内容	現行法 (2019)	新法(2026)
絶対的理由	登録禁止・使用禁止の総条項	10	15
	欺瞞・誤認	10.1.7	15.1.8
	不良な影響	10.1.8	15.1.9
	使用を目的としない悪意の登録	4	19
	その他の不正な手段	44.1	19
	識別性	11	17
相対的理由	先行登録	30	20
	先行出願	31	20
	馳名商標	13	21
	代理人による抜け駆け登録	15	22
	地理的表示	16	23
	その他の先行権益	32	24

2026年新商標法改正の説明 - law@chinantd.com





永新知识产权
NTD IP Attorneys

Thank You

